

## 大分県漁業公社役員報酬の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県漁業公社（以下「公社」という。）の役員報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義及び適用の範囲)

第2条 この規程は、常勤の役員に適用する。

2 役員報酬とは、公社が役員に対し役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 理事長は、総会の決議を経て、役員に報酬を支給する。

(報酬の額)

第4条 役員報酬は、月額報酬とし、理事長が別に定める。但し、常勤役員の職に就任した者が他の団体からの業務援助の者であった場合は無報酬とする。

(報酬の支払い等)

第5条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等の控除及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割り計算で行うものとする。

(協議事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成28年11月 1日 一部改正。